

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

今月16日から21日まで、佐藤議長をはじめ県議会の代表や県内企業、関係団体の方々と、ベトナム社会主義共和国及びシンガポール共和国を訪問いたしました。

シンガポールにおいては、現地バイヤー等に対する県産農産物や日本酒の輸出促進に向けたPR等のほか、先進的な企業支援機関の視察等を実施して参りました。

ベトナムにおいては、ビンフック省での投資環境調査や、高度外国人材の受入促進等に向けた現地大学との意見交換に加え、クアン副首相やフォン国会副議長との会談、さらには県内企業のベトナム全域における経済活動を支援するため、計画投資省との覚書を締結いたしました。

また、本県観光地や県産品等の魅力・実力を広く発信し、現地における本県の更なる認知度向上を図ったほか、現地政府や公的機関、民間企業等と、県内企業の今後の海外展開に資する意見交換を実施できたものと考えております。

今般のトップセールスの成果を一過性のものとすることなく、引き続き、関係団体等と連携しながら、企業の海外展開支援やインバウンド誘客、さらには高度外国人材の確保やグローバル人材の育成等に取り組み、「世界から選ばれるとちぎ」づくりを推進して参ります。

次に、「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」の推進についてであります。

先の通常会議で議決をいただきましたプロジェクトの第1弾事業について、鋭意、進めているところであり、先月13日には、県内経済団体等とともに「男性育児休業取得に向けたとちぎ共同宣言」を行うなど、男性の育児休業取得促進に取り組んでおりますほか、今月22日を本県独自の「とも家事の日」に制定し、市町や企業等と連携したキャンペーンを展開し、とも家事の推進に努めております。

少子化問題の克服に向け、若者の結婚の希望をかなえる環境づくりや、子育て世帯の負担軽減など、プロジェクトの一層の充実・強化に取り組んで参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例9件、その他の議案9件の計18件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案及び第8号議案は、去る10月12日付けの人事委員会勧告等に基づき、職員の給与に関する条例など給与に関連する条例の一部を改正するものであります。

第2号議案は、小規模事務所の集約等のため、労政事務所及び農業環境指導センターを廃止すること等とし、栃木県行政機関設置条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正するものがあります。

第5号議案は、高圧ガス保安法の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、事業者に対し、社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供を義務付けること等のため、栃木県障害者差別解消推進条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、道路占用料の額を改定するため、栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、青少年教育施設の再編に伴い、栃木県芳賀青年の家及び栃木県立太平少年自然の家を廃止するため、栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例を廃止するものであります。

第10号議案は、栃木県教育委員会委員陣内雄次氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、その後任として松金公正氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

第11号議案は、栃木県収用委員会委員鈴木健司氏、高津戸忠一氏及び増子孝徳氏の任期が来る12月24日に満了いたしますので、鈴木健司氏を再任し、高津戸忠一氏及び増子孝徳氏の後任として浅香達夫氏及び安田真道氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第12号議案及び第13号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第14号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、議決を求めるものであります。

第15号議案は工事請負契約の締結について、第16号議案は工事請負変更契約の締結について、第17号議案は特定事業契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第18号議案は、地方独立行政法人栃木県立がんセンターの定款の変更について、議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。